

規制シート(様式)

(別紙1)

180199200510004

平成27年2月26日

規制の名称	計量法	所管府省	経済産業省
根拠法令等	計量法(平成4年法律第51号)、計量法施行令、計量単位令、計量法附則第三条の計量単位等を定める政令、特定商品の販売に係る計量に関する政令、計量法施行規則、計量単位規則、計量法附則第三条の計量単位の記号等を定める規則、特定商品の販売に係る計量に関する規則、特定計量器検定検査規則、基準器検査規則、指定製造事業者の指定等に関する省令、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	産業技術環境局 計量行政室 室長 三浦 裕幸
規制目的	計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	○計量の基準としての法定計量単位が定められており、取引・証明における計量を行うときは、その使用が義務づけられている。 ○特定商品の販売の事業を行う者は、量目公差を超えないよう計量し、これを密封して販売する際には内容量表記をする義務がある。 ○特定計量器の製造・修理・販売の事業を行おうとする者は、その区分に従い、経済産業大臣等宛てに届け出なければならない。 ○特定計量器を取引又は証明に用いる者は、その区分に従い、都道府県等による検定を受けなければならない。なお、届出製造事業者は一定の基準を満たせば、経済産業大臣等による型式承認、指定製造事業者の指定を受けることができる。 ○計量証明の事業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	①平成25年8月に開催された計量行政審議会基本部会での検討を踏まえ、計量単位令の一部改正(平成25年政令第287号)を実施。期限付きで法定計量単位とみなされていた水銀柱メートル等の6単位に関して、国内外における利用実態等を踏まえ、使用期限を延長するのではなく、計量法第5条第2項に規定する特殊の計量に用いる法定計量単位として規定し、期限の定めなくその使用を可能とする改正を実施。 ②特定計量器の検定における技術基準等を定めた特定計量器検定検査規則について、技術革新に迅速かつ柔軟に対応するとともに、国際規格との整合可を図る観点から、一部改正を実施(平成27年省令第34号)。非自動はかり、ガスマーター、騒音計等7器種の特定計量器の技術基準に日本工業規格(JIS)を引用する改正を実施。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	上述の通り	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上述の通り		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成31年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—